

請願第34号

インボイス制度の廃止並びに2割特例及び8割控除を  
縮小・廃止しないよう国に働きかけることを求める件

## 要 旨

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れ等では、課税仕入れ等に係る消費税額の控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められるなど、取引から排除される問題があります。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告及び納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負います。

日本商工会議所及び東京商工会議所が昨年実施したインボイス制度に関する実態調査では、課税事業者の84.3%が8割控除の延長・拡充を、96.4%が2割特例の延長・拡充を求めています。また、今後、免税事業者からの仕入れ等について、取引価格を見直す、仕入れ等を行わないと回答する課税事業者が42.3%に達しています。このまま経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者や個人事業者は廃業の危機に追い込まれることになりかねません。

長期化する物価高騰に加え、緊迫化するイラン情勢とホルムズ海峡の封鎖・停滞により、コロナ禍以上に生活や営業の危機が懸念される情勢です。こうした厳しい状況に拍車をかけるインボイス制度は早急に廃止すべきです。

については、下記のとおり請願します。

## 記

- インボイス制度の廃止と、経過措置として実施された2割特例及び8割控除の縮小・廃止を行わないよう国に働きかけること。

請 願 者 大阪府中央区玉造2丁目28-4  
消費税廃止大阪連絡会  
西村 麻友子

紹介議員 石川 たえ

受理年月日 令和8年6月4日